

平成25年12月26日

研究倫理をめぐる問題事案について  
—中間報告の公表に当たって—

総 長

このたび、東京大学では、分子細胞生物学研究所旧加藤研究室における論文不正の疑いに関する学内調査の中間状況を公表しました。調査の結果、相当数の論文において、科学的な適切性を欠いた箇所が確認され、また、それらに不正行為の疑いが持たれているものがあることは誠に遺憾です。

今回の研究倫理をめぐる問題は、東京大学の研究・教育の在り方のみならず、学術そのものへの社会的な信頼を大きく損なう問題であり、関係学会からの強い危惧も示されています。このため、本件の究明にあたっている科学研究行動規範委員会における調査は未だ終結していませんが、事案の重大性と学術への影響に鑑み、中間報告を公表することとしたものです。

今般の中間報告は、科学的な適切性の観点に立って事実関係を整理したものであり、問題の原因・背景、不正行為に関する認定について確定的な判断を示すものではありません。今後、関係者に対する弁明の機会の付与など必要な手続きを十分に行いながら調査を更に進め、できるだけ速やかに最終的な調査結果を公表し、説明責任を十全に果たしていく所存です。また、不正行為が認定された場合には、関係者に対して裁定を行い、厳正に対処していきます。再発防止に向けては、これまでの取組をさらに強化する措置をすでにとっていますが、高い研究倫理を本学の精神風土として揺るぎないものとするべく、本年度中に「研究倫理アクションプラン」を策定し、その確実な実行のため所要の組織体制を整える方針です。